

●第三者機関の主な問題点

○構成メンバーの問題

- ・メンバーに誰を選ぶかによって、中立性に疑問が残る。
- ・地域によっては、人材が限られている。
- ・メンバーが現代のいじめや学校の実情、事故の仕組みなどを知らなかったり、人権意識が低かったりする。
- ・児童生徒への聴き取りには、人権意識とノウハウが必要。

○権限の問題

- ・学校に入って事情聴取する、証拠を出させるなどの捜査権がない。
- ・「勧告」「警告」「要望」に法的強制力がない。

○当事者との関係

- ・調査委員会設置を理由に、学校との交渉が閉ざされてしまう。
- ・被害者や遺族が何を望むかを聞かない。要望に応えない。
- ・被害者や遺族が望む調査をしてもらえない。調査方法について意見が言えない。
- ・調査の中身を当事者や遺族が知ることができない。
- ・当事者や遺族にとって報告内容に納得がいかなくとも、第三者が調べたのだから客観的というお墨付きのもと、事件に終止符が打たれてしまう。結果を覆すだけの情報や証拠が当事者側にない。

○その他の問題

- ・調査委員会が立ち上がることで、他の調査がストップしてしまう。
- ・メンバー選出や会議等で、調査開始まで時間がかかる。
 - そのため
 - 児童生徒や当事者の二次被害が防げない。
 - 加害者の指導の機会を失う。
 - 口封じや隠ぺいが先行し、事実が出てこない。
- ・学校教師に当事者意識が生まれず、再発防止につながりにくい。

●もし、第三者機関をつくるなら

- ・先に当事者や親の知る権利を保障。
- ・知る権利を補完するために、調査を依頼できるシステムにする。
- ・調査方法、その他に当事者や親の意見を反映させる。
- ・当事者や親に情報を開示することを前提で行う。
- ・外部にどの程度、情報を開示するかは、当事者や親の意向を第一優先とする。
- ・構成メンバー選出、調査方法に透明性をもたせる。

学校事件・事故に関する調査委員会

事案番号は、武田サイト「日本の子どもたち」
<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> の事例番号

被害者や遺族にとって
機能したと考えられるか

事案	調査委員会	内容	機能
いじめ 自殺 790909	上福岡市教育委員会は「事故調査対策委員会」を設置。	学校側の言い分を一方的に聞くのみで、3カ月がかりでまとめた報告書の大半は、学校長の作文で占められていた。	×
いじめ 自殺 860222	弁護士会人権救済 遺族が行った弁護士会に 人権救済の申し立て。	学校は弁護士会の調査に一切応じず、事情聴取も拒否。 弁護士会は、一人の教師とPTA役員との事情聴取と学校の拒否をもって、いじめを認定し、学校の対応すべき課題に不十分な点があるとの勧告を出した。 民事裁判でも、学校および加害者側の拒否対応により、いじめについての十分な立証ができず、原告の訴えを棄却。	△
いじめ 自殺 860708	法務局人権救済 女子生徒の保護者は「担任教諭から何度も生徒の前で注意されたことも、いじめ、自殺の要因と思われるが、学校側は責任を回避するような話ばかりで、事実を説明してくれなかった」と主張。「自殺の原因は学校でのいじめ、暴行にあり、学校は事実を明らかにしない」として、札幌法務局人権擁護部に調査を依頼。	札幌法務局人権擁護部は、遺族の申し立てに対して、「申し立てだけではいじめの実態がはっきりしない」として、 具体的事実の再提示を求め、人権相談としての受理は留保。	×
体罰 880922	市民団体 「支える会」	「支える会」が、無作為に選んだ養護学校・特殊学級の親たちにアンケートを実施。回答者の30%強の親が、「体罰はある」と回答。具体的には、「排泄を失敗して、足蹴りにされていた」「ウロウロするので、傘立てに首をロープで縛られていた」「すぐつねる教師がいて、体に跡をたくさんつけて帰ってきた」「嫌いなおかずを吐いたら、往復ビンタで叩かれ、頬が真っ赤になっていた」「痛がるので病院に行ったら、肋骨が折れていた」などがあがった。	△

		このアンケートの結果をもって、名古屋市や愛知県の教育委員会に交渉したが、「匿名や日時の特定がないので調査できずわからない」から「体罰があったとは思えない」として真剣に取りあってもらえなかった。	
いじめ 自殺 891002	法務局人権救済	1991/3/7 岡山地方法務局は中学に対し、「いじめが自殺の原因だとは特定できないが、いじめ防止に教育的配慮が足りなかった」として、口頭で説示処分。 1994/11/30 岡山法務局が中学校に対し、反省と善処を求める「説示」文書。	△
殺人 事件 920110	第三者委員会 県高教組が、大学教授や弁護士、高校教師ら8人で、「飯田高校問題調査研究委員会」をつくる。	飯田高校への現地調査や加害少年や被害少年の両親、加害少年の同級生、地域のひとなど関係者延べ数十人から聞き取り調査、ほか。 「飯田高校生徒刺殺事件検証委員会」は、事件の総括と、将来事件が起きた際の対応や未然防止策を具体的にまとめた提言を教育長、知事に提出。 提言では、事件が起きた場合の「被害者アドバイザー」派遣、「校長サポートチーム」の設置、情報公開を原則とすることなどを求めている。 同委員会は3年程度は存続し、提言の実施状況などの報告を受けることにした。	○
わいせ つ行為 951100	弁護士会人権救済 元女子生徒2人(19)と当時の担任教師ら2人の計4人が、男性教師(53)から体を触られるなどのセクシャルハラスメントを受けたと府教委に訴えたが適切な対応がとられなかったと、大阪弁護士会に人権救済の申し立てを行った。	弁護士会は、男性教師が全く調査に応じないことをもって生徒の訴えを認めたものとし、セクシャルハラスメントを認定。「成長過程にある女子生徒の多感な感性を著しく傷つけた」として、男性教師に深く反省して同様の行為を繰り返さないように警告。府教委にも、教師に対する処分のほか、再発防止策と救済制度の確立を文書で勧告。 勧告が出たあとも、男性教師に対する処分は行われなかった。	△
いじめ 自殺 951127	人権救済	新潟法務局人権擁護課や県子どもの人権専門委員らが、職権で調査に乗りだし、学校関係者ら15人に任意で事情を聴取。 準くんに対するいじめを発見できなかったこと、他のいじめに対する原因・動機の分析や全体的把握が不十分であったと、春日中学校の責任に言及する内容の勧告を行った。 勧告書の内容についてはプライバシーに関する部分が多く、公表できないとした。	△
いじめ	文部省幹部の現地調査	千葉県教育庁船橋地方出張所で2時間余り、県教育	×

<p>自殺 960410</p>	<p>事件報道を聞いた奥田幹生文相の指示で、文部省幹部が異例の現地調査。</p> <p>第三者機関の調査委員会 流山市教育委員会は、第三者機関の事故調査委員会に調査を依頼。 教育、法律、カウンセリングなど様々な分野の専門家5人からなる調査委員会(教育学の千葉大教授が代表)は14回の会合を開き、学校関係者や同級生、遺族らから聞き取り調査を行い、報告書を作成。</p>	<p>長、流山市教育長、校長らに聞き取り。いじめ問題で文部省が通知した対策についての取り組みがきちんとなされているか、文部省の対策に不十分な点があるかが主な調査内容。</p> <p>(Aくんが)通常の弱者ではない、金品を奪われたり、激しい苦痛を伴う肉体的な攻撃はない、などの点から、「これまで報告されているいじめとは異なるケース」とし、「いじめと自殺は直接関係ない」との見解を示し、衝動的に『自殺』という行為が生じたと考えられる」と結論。 学校に対しては、「旧担任は思春期の子どもの個々や集団を指導する際の細かな配慮が不十分であった」とし、学校については「学年会議の中で話し合ったり、組織的、計画的に努力するような形にはならなかった」「管理運営システムは整っているが、十分に機能しなかったため、校長への報告が遅れ、対応も後手に回った」と指摘。</p>	
<p>いじめ 自殺 960918</p>	<p>市民団体 初七日が過ぎたころ、市民団体「子どもの人権を守る鹿児島県連絡会」(内沢朋子事務局長)が両親と会い説得。独自に調査を始める。</p>	<p>遺書でいじめたと名指された生徒たちを親と一緒に自宅へ呼び、話を聴く。3人の生徒の両親が「やったことに向き合わないと、立派な大人になれない」と協力するようになり、実態が明らかになっていった。また、同級生19人の証言を集めた結果、2年生の1学期から自殺の直前までいじめが続いたことが判明。 民事裁判でも、同級生20人ほどが、目撃した事実を克明に記した陳述書を寄せた。その中で、勝己くん以外のいろいろな少年に対する暴行などの事実関係も明らかにした。 民事裁判で、少年5人のうち4人は、事実関係をほぼ否定せず和解を提案。1人は「自殺は予見できなかった」と全面的に争う。 校長や町教育長は、両親と「子どもの人権を守る鹿児島県連絡会」に対して、「生徒や親を動揺させたくない」と調査中止を求めた。生徒には「しゃべると新聞に出るぞ」と口止め。 会の事務局には「何の資格があつて調査まがいのことをするのか」と匿名の手紙も届いた。</p>	○
<p>いじめ 自殺 961031</p>	<p>検討会議</p>	<p>「検討会議」が設置されたが、 (1)「いじめ」定義にある「継続的・持続的」なものではない (2)「目的意識的に苦痛を与える行為ではない」</p>	×

		<p>(3)自殺の原因は「本人のパーソナリティー」等によるもの</p> <p>として、いじめによる自殺の範疇には当てはまらないと考えるという報告書を提出。事件の幕引きとなる。</p>	
いじめ 自殺 970107	<p>第三者機関 教育委員会が「市内中学校生徒の自殺にかかわる検討会議」設置。遺族には何の連絡もなく、新聞記事ではじめて知る。</p>	<p>検討会議は遺族に対し、「優作くんの生い立ち」「性格」「精神状態」「家族の動向」「どうして優作くんの心の変化に気がつかなかったのか」を質問するが、遺族からの要望や意見は聞こうとしない。検討会に前島家が推薦する委員を加えることや代理人の発言を要望するが拒否。</p> <p>会議に提出される資料、委員会設置要綱のコピーは、その場では「可」ということだったが、約束は守られず、遺族には渡されなかった。後日、閲覧は「可」ということになったが、資料についてメモしたり、写真に撮ったり、質問事項についてテープをとることは「不可」とされている。</p> <p>9ヶ月かかって提出された報告書には、「遺書に書かれていたいじめの事柄は何であったか、このことを明らかにするために調査検討を行った。しかし、どれがそれだとは特定できなかつた」と結論。「いじめ」の加害者については、ほとんど触れていない。検討委員会の報告を受けて、須坂市教育長は「前島くんの死はいじめが原因の死と断定すべきではない」といい、教育委員会、学校長から一切の謝罪なし。</p> <p>父親が市の公文書公開条例に基づいて、検討会議に提出された資料(=担任の報告や生徒からの聞き取り調査の結果を記した資料)を市教委に請求するが、「個人が識別できる」「生徒との信頼関係を損なう」などとして非開示処分を決定。</p> <p>父親が長野地裁に、公文書非公開非開示処分取り消しを求めて提訴。「学校側は親に対する説明義務があり、個人情報であってもプライバシー侵害のおそれのない本人や親に対する開示は認められるべきだ」と主張。</p> <p>長野地裁で、市教委側の主張をほぼ全面的に認め、「情報公開の範囲は地方自治体が自主的に決めるもので、非開示とした処分に違法性はない」として原告の訴えを棄却。また、開示要求のあったすべての資料を「個人が識別される個人情報」と結論。その上で「市の条例は市民が自己情報を取得する制度ではない。公開にあたってプライバシーの侵害を考慮する</p>	×

		規定もない」とした。	
いじめ 転校 970409	人権救済 両親が長野弁護士会に人権侵害救済の申し立てをする。	約1年間の調査を経て、長野県弁護士会から県教委宛と木島平村宛に「改善要望書」が送られる。木島平定例村議会で村長が、根底にいじめに繋がるものがあると認めるが、女性議員が議会の討議で、「長野県弁護士会等の第三者機関がいじめと認めたのなら、どうしても受け入れなくてはならないのがおかしい、納得がいかない。いじめで、すでに謝っているのに、それ以上、何を望むのでしょうか」と、要望書に対して疑問をぶつける。	△
いじめ 自殺 980806	第三者委員会 朝日村教育委員会の委託を受けて、大学教授や弁護士など7人で構成する「中学生徒の自殺にかかわる調査委員会」(委員長:神村栄一新潟大学助教授)が発足。生徒からの聴取はしなかったが、計13回の会合を重ねて、事実関係を究明。	記者会見で調査結果を発表。いじめが自殺の直接の原因とは断定しなかったが、いじめの事実を確認するとともに、学校側の対応の不手際を指摘した。報告書では、「1998/1/ Aくんは、同級生から暴力的ないじめを受けていた。金を奪われたこともあって、保護者同士が話し合い、クラス内のいじめは6月ごろ沈静化した。しかし、部活に舞台を移して陰湿ないじめが続き、夏休みになって生徒が自室で首吊り自殺をした」と認定。 部活でのいじめが見過ごされた背景に、「教職員相互の情報交換と危機意識の共有化に不足、不徹底があった」とし、学校側が危機意識を持っていれば、自殺という最悪の結果を回避できたとした。また、「事件後も中学校は対応が遅れている」と厳しく指摘。再発防止策として、「建前だけでなく実質的に機能する教職員連携体制の実践」など5項目を提言。 調査報告書には、学校側が遺族に教えなかったいじめの内容が、2、3含まれていた。	○
熱中症 死 990727	教員によるプロジェクトチーム 事故発生直後に、同中学校内の複数の教員により「プロジェクトチーム」が組織される。	(1) 事故発生時に発生場所(同校校庭)にいたラグビー部員、サッカー部員、陸上部員などの生徒たちから、事故当時の状況で記憶していることなどを聞き取り、結果を記録。 (2) ラグビー部顧問にも詳細な記憶喚起を求める。顧問は手記を作成。のちに記録とする。 (3) ラグビー部の練習経過ごとに、校庭内の顧問や部員、その他の生徒の配置図を作成。 作成された聞き取り調査等の記録が遺族に届けられるが、事故経過に疑問点を感じる。 部員を交えた事故再現を申し入れたが、学校長より生徒の精神状態への配慮等の理由で、作成された3種の記録書面をもとに、同校庭で同校教員たちにより、事故当日の練習を再現する。両親も立ち会い、そ	△

	<p>人権オンブズパーソン 2000/2/5 事件発生から半年が経過しても原因究明がほとんどなされていないと感じた両親が「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 第10条第2項」に基づき、「川西市子どもの人権オンブズパーソン」に人権救済の申立を行う。</p>	<p>の状況をビデオに収録。 遺族立ち会いのもと、学校で2度目の生徒聞き取り調査が行われる。 中学校で保護者向け懇談会開催。学校側から事故経過等が報告された。遺族も参加。学校側は過失を認める主旨の説明を行った。 学校は生徒に向けて説明集会を開催。事故経過と学校の対応上の問題点を含めて口頭で説明。遺族も傍聴した。 集会後、生徒たちに当該事故についての思いを綴る作文を書かせた。 両親からの提案で、プロジェクトチームが、よりわかりやすい「本件事故の事実経過記録」(A4判51頁)を作成。 中学校が「学校事故報告書」(A4判6頁)を作成。市教委を経由して県教委に提出。同報告書は、プロジェクトチーム作成の「記録」などを基礎に作成しているが、「記録」や市教委が作成して文教常任委員に報告したものに比べて、表現や内容でかなり異なる部分があった。当初は、遺族との話し合いを経て、報告書を作成するとしていたが、約束は守られず、遺族からの意見聴取もなされていない。 (遺族は2000/1になって事故報告書の内容を確認する)</p> <p>2000/7/13 「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が5カ月間にわたって関係者の事情聴取を重ね、川西市に対して、「勧告及び意見表明」を公表。</p>	○
いじめ 自殺 050413	<p>第三者委員会 市教委は「生徒指導推進協議会」の委員を設置。メンバーは精神科医や心理学者ら外部の専門家を入れた計19人。5回開催。</p>	<p>委員会設置と同時に、すべてを委員会に委ねているのだから、学校に何を言ってもムダだと遺族との交渉をすべてシャッターアウトした。 一方、第三者委員会からは、いつまで待っても両親に聞き取り調査がない。両親自ら生徒指導推進協議会の会長にあてて文書を出した結果、「いじめと自殺</p>	×

	<p>法務局人権救済 山口地方法務局は、直美さんの自殺から2か月後、調査を開始。 法務局は、遺族には、被害者本人ではなく、調査対象でもなかったため、結果を知らせなかった。</p>	<p>との因果関係を出すような目的で作られた委員会ではない。」「事件前後の学校や教育委員会の適切さを協議するもの」だと言われた。 「生徒指導推進協議会」が「提言」を市教育長に提出。 いじめと自殺との因果関係について、「情緒的に不安定な時期である思春期の自殺に関して、その原因を特定することは難しい」とし、「友だちとうまくかかわれないということのつらさを誰からもわかってもらえず、そのことが自殺の背景にあった」といじめとの関係を示唆。 学校の取り組みについては、女子生徒の状況把握が「表面的な指導に終わっている」とした。教員の見取りについては、「死を選ぶまで思いつめていた本人の心情を理解していなかった」と甘さを認めた。市教委の保護者への対応については、「十分な説明を行う必要があったのでは」とし、市教委に教員の意識の向上と改革をはかるよう要望。</p> <p>入学直後からいじめを受け続けていたことを確認。 「多くの教諭が把握しながら、特段の措置を取らなかった」として、教師らの「放置」を人権侵犯事件と認定。学校長と下関市教育委員長に対し、再発防止を求める要請措置を行った。しかし、学校長や市教委は事件当時の学校長や現場の職員らにこのことを知らせていなかった。 新聞報道で認定を知った父親が法務局に説明を求め、結果のみを口頭で聞く。父親が、直美さんとの親子関係を証明する戸籍謄本を提出し、行政機関個人情報保護法に基づいて、娘の個人情報の開示を請求。 行政機関個人情報保護法の開示対象は、本人による請求が原則で、亡くなった人の情報は対象外。しかし、今回は、直美さんが未成年だったことや、請求者が親権者であることから、「遺族の心情に最大限配慮」(法務省)し、人権侵犯事件の調査で把握した情報を、第三者にかかわる個所などを黒塗りにしたうえで部分開示することを決定し、通知。(法務省によると、いじめ自殺の調査記録などが遺族に開示されるのは初めて) 調査を始めた理由を記した「特別事件開始報告書」、措置や認定事実を記した「調査結果報告書」など、学</p>	<p>△</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

		<p>校がいじめの防止措置を怠ったことを認定した書類など計約80ページ分を開示。ただし半分以上が黒く塗りつぶされ、具体的にどんないじめがあったかなどは読み取れない。</p> <p>自殺の約4カ月後に学校関係者や生徒ら延べ11人から聴取したとみられる「聴取報告書」も開示されたが、氏名や聴取内容はすべて黒塗りにされていた。</p>	
いじめ 自殺 061011	<p>調査委員会 町教委が、町教委や PTA メンバーなど約 10 人で構 成する調査委員会を設 置。</p>	<p>両親が調査委員会への参加を求めるが、町教委は、「公平性、客観性、透明性、迅速性が確保できる第三者機関による調査を目的にしているの、応じることができない」と拒否。両親がメンバーに弁護士を加えることを要望したが受け入れられなかった。</p> <p>両親は学校で息子に何があったかを知りたかったが、委員会の目的は「なぜいじめを防ぐことができなかったのか、なぜ自殺を防ぐことができなかったのか」であり、事実内容はほとんど明らかにされなかった。</p> <p>調査委員会は教職員や遺族に聞き取り調査、生徒らにアンケートを実施。結果を遺族に報告。男子生徒を不名誉なあだ名で呼ぶなどのからかい行為が繰り返され、教師の不適切発言もあったとして、いじめと自殺の因果関係を認める。教師の言動と自殺の因果関係は否定。</p> <p>遺族が、学校の事故報告書を開示請求して受け取るが、調査委員会の報告とほぼ同じ内容だった。</p>	×